

随意契約理由書

件名	六甲アイランドガントリークレーン7号機他補修	
契約の相手方	川重ファシリテック株式会社	
根拠法令	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条 第1項 第2号に該当	
随意契約の理由	<p>当該業務は、六甲アイランドL1バースに設置されているガントリークレーン7号機について、経年劣化した走行用電動機2基の製作・取替・補修、人荷共用エレベーターのラックギアの取替補修を行い、また、ガントリークレーン13号機について経年劣化した走行用電動機2基の製作・取替・補修を実施するものである。</p> <p>当該ガントリークレーン2基は、川崎重工業株式会社独自の技術により、設計製作を行ったクレーンである。</p> <p>その構造・仕組みをはじめ、機械装置・電気制御装置、システム及びプログラム等は製造メーカー以外の他社では保守点検、整備及び補修は不可能であり、必要な部品の調達が出来ない。</p> <p>上記請負人は当該ガントリークレーンの設計製作を行った川崎重工業株式会社のメンテナンスを専門に業務を行う川崎重工業株式会社の100%出資子会社であり、本補修の実施に必要な不可欠な技術を有すると共に、必要な部品の調達出来る唯一の業者である。</p> <p>よって、上記請負人との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	港湾局工務・防災部工務課設備係	(電話番号 595-6318)